平成２２年（フ）第１４１号
京都市北区上賀茂向縄手町50番地の２　リヴェール上賀茂203号住宅
破産者　岡本　安史
１　破産債権の届出期間　平成22年７月６日まで
２　一般調査期日　平成22年８月26日午後２時
平成22年５月25日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２号
京都府宮津市字矢原73番地
破産者　尾浪　悦夫
１　破産債権の届出期間　平成22年７月９日まで
２　一般調査期日　平成22年９月15日午前11時30分
平成22年５月24日　京都地方裁判所宮津支部

破産債権の特別調査期間

平成２０年（フ）第５８５号
宮崎市高千穂通１丁目４番30号
破産者　志多商事株式会社
特別調査期間　平成22年６月25日から平成22年７月２日まで
平成22年５月25日　宮崎地方裁判所破産係

最後配当に関する除斥期間

平成１５年（フ）第４９５号
徳島市安宅１丁目７番38号
破産者　有限会社藤本
代表者代表取締役　藤本　利市
除斥期間　平成22年６月６日まで
平成22年５月25日　徳島地方裁判所民事部
平成１５年（フ）第４９６号
徳島市安宅１丁目７番38号
破産者　藤本　利市
除斥期間　平成22年６月６日まで
平成22年５月25日　徳島地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第３４１号
山口県防府市酢貝20－６　メゾンソレイユＡ－203号、住民票上の住所奈良県宇陀市榛原区下井足1420番地
破産者　平田　　啓
異議申述期間　平成22年６月25日まで
平成22年５月24日
山口地方裁判所民事部破産係
平成２１年（フ）第１７１号
山口市鋳銭司5914番地
破産者　岡本　　誠
異議申述期間　平成22年６月30日まで
平成22年５月25日
山口地方裁判所民事部破産係
平成２０年（フ）第８０号
石川県七尾市池崎町壱号６番地の１
破産者　有限会社シンワ運輸サービス
異議申述期間　平成22年７月９日まで
平成22年５月25日　金沢地方裁判所七尾支部
平成２２年（フ）第８９７号
大阪市浪速区元町２丁目５番27―308号
破産者　山田　　恵
異議申述期間　平成22年７月20日まで
平成22年５月24日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２０年（ヒ）第６号
新潟県胎内市新栄町１番８号
清算株式会社　延本株式会社
１　決定年月日　平成22年５月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所新発田支部

更生計画案議決権行使方法等

平成２１年（ミ）第１３号
福島県会津若松市高久工業団地２番
更生会社　Ｓｐａｎｓｉｏｎ　Ｊａｐａｎ株式会社
１　議決権の行使方法　書面投票による行使
２　書面投票の投票期間　平成22年５月19日から平成22年６月23日まで
３　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限　平成22年６月14日と定める。
平成22年５月19日
東京地方裁判所民事第８部
平成２１年（ミ）第３１号
大阪市淀川区宮原１丁目６番１号
更生会社　株式会社ロプロ
１　議決権行使の方法　書面による投票
２　投票期間　平成22年５月21日から平成22年７月23日まで
３　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限　平成22年６月30日
平成22年５月21日
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２２年（再）第６１号
埼玉県狭山市狭山台４丁目41番地の11
再生債務者　大納　裕司
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月17日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年７月８日から平成22年７月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第１９号
東京都足立区鹿浜４丁目29番11号
再生債務者　有限会社ユン・トレーディング
１　決議に付する再生計画案　平成22年５月13日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成22年６月22日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成22年６月14日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成22年６月８日
平成22年５月20日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２１年（再）第１号
三重県伊勢市曽祢２丁目３番10号
再生債務者　ナカムラ産業有限会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年５月21日　津地方裁判所

再生手続終結

平成２１年（再）第２１３号
埼玉県さいたま市岩槻区大字本宿298番地６
再生債務者　株式会社荒井興業
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成22年５月20日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第１４２号
千葉市花見川区作新台２丁目24番３号
再生債務者　今村　春之
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月11日まで
４　一般異議申述期間　平成22年６月25日から平成22年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２２年（再イ）第２３号
兵庫県芦屋市山手町28番22号
再生債務者　青柳　多美
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月11日まで
４　一般異議申述期間　平成22年６月18日から平成22年７月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部